

第十九回国会 衆議院 農林委員会 議録 第三十八号

昭和二十九年五月六日(木曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 小枝 一雄君 理事 網島

理事 金子與重郎君 理事 川俣

寺島隆太郎君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中澤 茂一君

中村 時雄君 安藤 覺君

河野 一郎君

出席國務大臣

農林大臣

保利 茂君

出席府委員

農林事務官

(大臣官房長)

渡部 伍良君

農林事務官

(畜産局長)

大坪 藤市君

委員外の出席者

農林事務官

(大臣官房)

武田 誠三君

文書課長

専門員

難波 理平君

専門員

岩隈 博君

専門員

藤井 信君

四月三十日

委員井谷正吉君辭任につき、その補

欠として上林與市郎君が議長の指名

で委員に選任された。

五月六日

委員上林與市郎君辭任につき、その

補欠として井谷正吉君が議長の指名

で委員に選任された。

四月三十日

農林省関係法令の整理に関する法律
案(内閣提出第一七〇号)

同月二十八日

玉糸の政府買上げに関する請願外二

件(八木一郎君紹介)(第四六四五号)

同(小川平二君紹介)(第四六四六号)

同外十六件(加藤宗平君紹介)(第四

六四七号)

同外一件(吉田重延君紹介)(第四六

四八号)

同外六件(佐藤善一郎君紹介)(第四

六四九号)

同外四件(辻文雄君紹介)(第四六五

〇号)

同外四件(白濱仁吉君紹介)(第四六

五一号)

同外六件(栗山博君紹介)(第四六五

二〇号)

同外九件(吉川久衛君紹介)(第四六

五三〇号)

同外二件(松岡俊三君紹介)(第四六

六七号)

同(小峯柳多君紹介)(第四六六八号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第四六六九号)

同外一件(上塚司君紹介)(第四六七

〇号)

同外三件(大藤唯男君紹介)(第四六

七一〇号)

同外四件(中嶋太郎君紹介)(第四六

七二〇号)

同外四件(木原津與志君紹介)(第四

六九六号)

同外九件(五十嵐吉藏君紹介)(第四

六九七号)

同外四件(藤枝泉介君紹介)(第四六

九八号)

同外六件(荒船清十郎君紹介)(第四

六九九号)

同外八件(今村忠助君紹介)(第四七

〇〇号)

同外十二件(松崎朝治君紹介)(第四

七〇一〇号)

同外二件(八木一郎君紹介)(第四七

二七〇号)

同外三件(佐藤善一郎君紹介)(第四

七二八号)

同外二件(杉村沖治郎君紹介)(第四

七三六号)

宮城県内国有林生産材払下げに関す

る請願(只野直三郎君紹介)(第四六

九五〇号)

大製パン工場設置反対に関する請願

(宇都宮徳馬君紹介)(第四七〇二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農林省関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第一七〇号)

凍害による農林被害に関する件

〇井出委員長 これより會議を開きま

す。

去る四月三十日本委員会に付託にな

りました内閣提出、農林省関係法令の

整理に関する法律案を議題といたし審

査に入ります。まず本案の趣旨につい

て政府の説明を求めます。保利農林大

臣。

農林省関係法令の整理に関する法

律案

農林省関係法令の整理に関する
法律

(廃止法令)

第一条 左に掲げる法令は、廃止す

る。

一 人家稠密の地において牛豚類

の糞を棄する件(明治六年太

政官布告第六十三号)

二 米穀供給のため中央備蓄儲蓄

金運用の件(明治二十三年法律

第三十三号)

三 馬匹の輸出を禁する件(明治

三十三年勅令第二百九十四号)

四 外国領海水産組合法(明治三

十五年法律第三十五号)

五 樺太における漁業免許の取消

及び漁業料の徴収に関する法律

(明治四十四年法律第四十九号)

六 臘虎臘脚獸業者等に対する

交付金下付に関する法律(明治

四十五年法律第二十二号)

七 臨時米穀移入調節法(昭和九

年法律第三十三号)

八 獣医師会及び裝飾師会の解散

に関する法律(昭和二十三年法

律第十六号)

(蚕糸業法の一部改正)

第二条 蚕糸業法(昭和二十年法律

第五十七号)の一部を次のように

改正する。

第十四条ノ二を削る。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第三条 家畜改良増殖法(昭和二十

五年法律第二百九号)の一部を次

のように改正する。

第二十三条を次のように改め

る。

第二十三条 削除

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

〇保利國務大臣 ただいま議題になり

ました農林省関係法令の整理に関する

法律案の理由を御説明申し上げ

ます。

政府におきましては、行政事務の簡

素化及び行政事務運営の改善を主眼と

いたしまして、昨年来臨時行政改革本

部におきまして現行法令の整備改廃に

つき検討を重ねて参つたのであります

が、なお検討を要すべき事項を除きま

して一応の成案を得、これに基づきま

して各省においてこれが具体的措置を行

うこととしたのであります。農林

省におきまして、この方針に即応い

たしまして、関係法令につき慎重考

を重ね、とりあえず整理を要すると考

えますものにつきまして、立法化の準

備を進め、ここに本法律案として提出

することとしたわけであります。

本法律案の内容につきまして以下簡

単に御説明申し上げます。

本法律案は、全文三箇条から成り立

つておりまして、第一条が今日すで

にまつた死文化している法令の廃止、

第二条が蚕糸業法の一部改正、第三条

が家畜改良増殖法の一部改正をその内

容といたしております。すなわち、第

一条は明治初期の太政官布告以下農林

省関係法令です。既に死文化しているもの八法令につきましてこの際これを廃止しようとするものでありまして、實質的には何等の影響もなく、まづたゞ法令整理の技術的手続にすぎないものであります。

第二条の蚕糸業法の一部改正は、いわゆる蚕園登録制度を廃止しようとするものであります。本制度は、占領行政の一環として成立したものであります。今日におきましては、この部分につきまして統計調査部が実施いたします統計調査もございまして、これを廃止しても蚕糸行政上いささかも支障がないわけでありまして、関係条文を削除するわけでありまして、第三条の家畜改良増殖法の一部改正は、家畜人工授精師の毎年の届出義務をやめようとするものであります。本制度も畜産行政の現段階におきましては家畜人工授精師に届出を強制いたしますだけの行政上の必要性が稀薄であると認められますので、この際これを削除することとしたわけでありまして、

以上が、本法律案を提出いたしました理由及び法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたします次第であります。

○井出委員長 この際金子與重郎君より、先般の凍霜害について発言の要求がありますのでこれを許します。金子君。

○金子委員 先日二十一日、二十八日両日にわたりまして、養蚕地帯であるところの群馬、埼玉、栃木を初め大体七、八府県と、一部九州方面にもラミイ等の凍霜害も受けておるようであります。これにつきまして昨年の被害か

ら見ると相当程度であります。また一方その被害地自体を見ますと、昨年度よりも気候が早くて作物の成長度が進んでおるために、被害地の回復は非常に悪い状態に置かれておることを見ておるのであります。この際農林省は被害地に対する照会等をいたしまして、この被害の程度の確実な線をつかみ、同時にこれに対する対策を講じていただきたいと考えておるのであります。それが、それに対する調査は現段階にどのくらいできておりますか、それがありませんでしたらそれを御報告願いたい。と同時に今後の被害に対して大臣としてどういうふうなお考えで進まれるか、その御所信を伺いたいと思ひます。

○保利國務大臣 お話の関東北部方面を中心としての凍霜害の状況につきましては、新聞あるいは気象通報等によりまして心配をしております。実際の被害がどういうふうな及んでおるかという点につきましては、私も非常に懸念をいたしまして、統計調査部におきまして実情の調査をいたし、かつまた各県側とも連絡をとつて、実情把握に遺憾なきを期しておるわけでありまして、お話のように昨年の凍霜害の状態とはよほど趣も違つておるようでありまして、まだ実情把握の段階でございまして、これは正確に県側とも連絡をとつて実情を把握することがまず第一段であるというところで、ただいまその方の努力をいたしておりますので、その上でまた御相談申し上げたいと思ひます。後刻作報の資料がございまして、その資料をお出しするようにいたします。

○金子委員 それでは今大臣のお話にあつたように、作報を中心にして至急確実な数字をまとめ、その被害の状況によつて適当な処置を講ぜられるよう――積極的な施策に入りませんと仮定して、かりに消極的な面といたしまして、たとえば昨年度の霜害、凍害の資金返還に對してある程度の延期をしてやるというような措置をとるのにも立法措置が必要でありますから、国会の会期も迫つておりますので、なるべくその点は急いでひとつ結論を得るように入進歩方を願ひます。

○川俣委員 ちよつと関連して。こういう凍霜害を初めいろいろ災害が日本の気候状況からして起るわけですが、今日統計調査部の機構はだん／＼縮減されて行きますし、事務費等においても縮減されておりますので、十分な対応策がとれないうらみがあるのではないかと思ひます。これらの点について万全を期せられるために、将来どのような対策をとられる予定でござい

○保利國務大臣 外からごらんになると、なるほどそういう感じがされるかと存じます。また部内の職員諸君もそういう感じを持つておるかと思ひますが、今回のたゞいまお話の被害にいたしまして、かなりの確速に大よその状態は把握いたしておるわけでありまして、その点は十分調査部の職員の活動に感謝いたしておるわけでありまして、現在の状態でございますれば、日本全体の制度のバランスからいたしまして、あなたが手薄だと申し上げることはどうでございましょうか。その点はまた十分研究させていただきますと思ひます。

○川俣委員 今度の改正定員法を見ましても、こういういわゆる出先機関に對しては相当整理がきついております。定員減ばかりでなくして、事務費的にも当然また削減が行われておりますので、一朝災害が起きます場合に、農民の側においても非常に不安が多いと思ひます。幸いにして今度はいまより広汎ではありませんし、時期的にも早かつたので、割合に的確にかみ得られるようではあります。こういう災害が再び繰返されまると、十分な活動ができないのじやないか、現にこういう不安が起つております。日本の気象状況から見まして今年には非常に不安な状態にありまして、やはりそれらに對する一分な調査態勢ができておること、または予防を講じられるということが、農民に安心を与えらるゆえんだと思ひます。単に行政機構改革の一面のみをもつてして不安なからしめることは、適当な施策ではないと考えますので、大臣の善処を望みますと思ひます。

○井出委員長 他に御発言はございせんか。――なければ本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会